特定施設の一覧 (〇はすべて申請の対象、-は申請の対象外)

	(0	はすべて申		<u>ーは申請の</u>		
届出の対象となる特定施設 /申請の根拠となる法律及び条例		騒音規制法	音 大館市公害 防止条例	振動規制法	<u>勁</u> 大館市公害 防止条例	備考
金属加工機械	圧延機械	22. 5kw 以上	22. 5kw 未満	_	1	原動機の定格出力の合計
	製管機械	0	_	_	_	
	ベンディングマシン (ロール式のもの)	3. 75kw 以上	3. 75kw 未満	_	_	
	液圧プレス	0	_	0	_	矯正プレスを除く
	機械プレス	294kN 以上	294kN 未満	0	_	騒音の能力値は予備加圧 能力
	せん断機	3. 75kw 以上	3. 75kw 未満	1kw 以上	_	11073
	鍛造機	0		0	_	
	ワイヤーフォーミング マシン	0	_	37. 5kw 以上	_	
	ブラスト	0	_	-	_	タンブラスト以外のもので あって、密閉式のものを除く
	タンブラー	0	_	_	_	
	切断機 (といしを用いるもの)	0	_	_	_	
送風機及(		7. 5kw 以上	3.75kw以上 7.5kw未満	_	_	クーリングタワー等送風機が行まれる施設は届出が必要
圧縮機		空気圧縮機 で7.5kw以上	空気圧縮機で 3.75kw以上 7.5kw未満	7. 5kw 以上	_	ONTO O NEILX TO NEILX
破砕機、摩砕機、ふるい及び 分級機(土石用または鉱物用)		7. 5kw 以上	7. 5kw 未満	7. 5kw 以上	-	
織機(原動機を用いるもの)		0	_	0	-	
建設用 資材製造 機械	コンクリートプラント	混練容量が 0.45㎡以上	混練容量が 0.45㎡未満	_	_	気ほうコンクリート プラントを除く
	アスファルトプラント	混練重量が 200kg以上	混練重量が 200kg未満	_	_	
コンクリートブロックマシン		_	_	2. 95kw 以上	_	原動機の定格出力の合計
コンクリート管製造機械及び コンクリート柱製造機械		_	_	10kw 以上	_	原動機の定格出力の合計
穀物用製粉機(ロール式のもの)		7. 5kw 以上	7. 5kw 未満	_		
木材加工機械	ドラムバーカー	0	_	0	_	
	チッパー	2. 25kw 以上	2. 25kw 未満	2. 2kw 以上	-	
	砕木機	0	— > -	_	_	
	帯のこ盤(製材用)	15kw 以上	15kw 未満	_	_	
	帯のこ盤(木工用)	2. 25kw 以上	2. 25kw 未満	_	_	
	丸のこ盤(製材用)	15kw 以上	15kw 未満	_	_	
	丸のこ盤(木工用)	2. 25kw 以上	2. 25kw 未満	_	_	
	かんな盤	2. 25kw 以上	2. 25kw 未満	_	_	
抄紙機		0		_	_	
印刷機械 (原動機を用いるもの) ゴム練用又は合成樹脂練用の ロール機		0	_	2. 2kw 以上	_	
		_	_	30kw 以上	_	カレンダーロール機以外の もの
合成樹脂用射出成形機		0		0		
鋳型造型機 (ジョルト式のもの)		0	_	0	_	

特定施設及び能力値の根拠

騒音・・・騒音規制法施行令 別表第一 / 大館市公害防止条例施行規則 別表第九 振動・・・振動規制法施行令 別表第一 / 市の条例では規定なし